

## 健康保険法の一部改正について

令和4年1月1日より下記のとおり健康保険法の一部が順次改正されますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 傷病手当金の支給期間の通算化

(施行期日：令和4年1月1日)

傷病手当金の支給期間は、支給開始日から1年6カ月以内とされ、その間、出勤により傷病手当金の不支給の期間があっても、1年6カ月経過後は支給されないことになっています。

しかし、長期間にわたり入退院を繰り返しながら仕事と治療の両立を目指すケースが増えていることから、出勤に伴い不支給となった期間がある場合は、その期間を延長し、通算して1年6カ月の期間まで傷病手当金が支給されることとなります。



## 2. 任意継続被保険者に係る任意脱退

(施行期日：令和4年1月1日)

任意継続被保険者制度に加入すると最大2年間加入を続けることができますが、任意継続被保険者でなくなることを希望することを保険者に申し出た場合、申出が受理された日の属する月の翌月1日に資格喪失することができるようになります。

## 3. 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の引上げ

(施行期日：令和4年1月1日)

産科医療補償制度の掛金の見直しにより、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額が40.4万円から40.8万円に引き上げられることとなります。

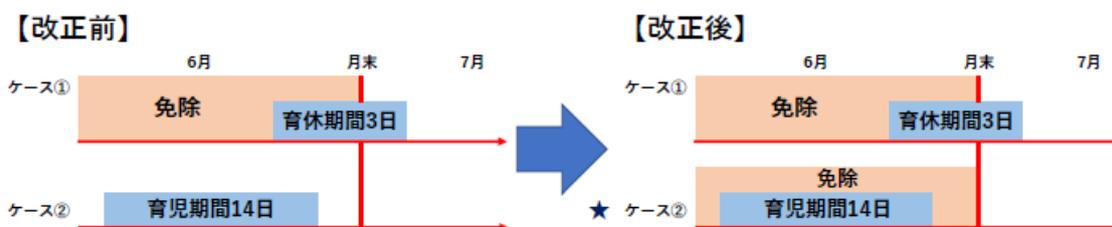


## 4. 育児休業中の保険料の免除要件の見直し

(施行期日：令和4年10月1日)

育児休業を月末時点で取得している場合は、当月の保険料が免除される仕組みとなっていますが、短期間の育児休業については、月末をまたぐか否かで保険料が免除されるか否かが決まる仕組みとなっていました。

このため、育児休業開始の属する月については、その月の末日が育児期間中である場合に加えて、その月中に2週間以上育児休業を取得した場合にも保険料が免除されることとなります。



また、賞与保険料は、1カ月超の育児休業取得者に限り、免除されることとなります。

令和4年11月	12月	令和5年1月	2月
	<p>12/10 賞与支給</p>		
	<p>12/15 育休開始</p>	<p>1/14 育休終了</p>	
	<p>12月賞与免除 対象外 (ちょうど1月)</p>		
	<p>12/15 育休開始</p>	<p>1/20 育休終了</p>	
	<p>12月賞与免除 対象 (1月超)</p>		
<p>11/15 育休開始</p>	<p>12/20 育休終了</p>		
	<p>12月賞与免除 対象外 (賞与支給月末に育休期間なし)</p>		

5. 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し

(施行期日：令和4年度後半)

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療で単身世帯の場合、現役並み所得者以外で課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上の被保険者の窓口負担額が、現在の1割から2割に引き上げられます。

※ 複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上。